

# 2017年 安全報告書



富士急静岡バス株式会社

## ■社長挨拶

いつも富士急静岡バス(株)をご利用いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃より当社バス事業にご理解、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

当社は経営理念として、「安全最優先の原則」「関係法令等の遵守」「安全管理体制の継続的改善等の実施」に努めております。

本報告書は、平成21年10月16日付け「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」に基づき、富士急静岡バス(株)における輸送の安全確保への取り組みなどについて取りまとめたもので、ご利用されるお客様にご理解いただくと共に、皆様の声を今後の安全輸送に役立てたいと思い作成いたしました。皆様に本報告書をご覧いただき、ご意見を頂戴できれば幸いに存じます。

富士急静岡バス株式会社

取締役社長 土屋 忠 男

富士急静岡バス株式会社は輸送の安全を確保するために、下記に示す富士急グループの安全方針に則り、全社員一丸となって無事故に取り組みます。

## ■2017年度安全方針

1. 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
2. 輸送の安全に関する法令及びこれに関連する規程（以下「法令等」という）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
3. 常に、輸送の安全に関する状況を理解するように努めます。
4. 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の遂行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱いをします。
5. 事故、又は事故の恐れのある事態、災害その他輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがある事態（以下、事故・災害等という）が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全で適切な処置をとります。
6. 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
7. 常に問題意識をもち、必要な変革に果敢に挑戦します。

■輸送の安全に関する基本方針

1. 社長及び役員は輸送の安全確保が当社の事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。
2. 社長及び役員は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
3. 当社は輸送の安全に関する計画の策定、実施、監査、改善を実行するとともに安全対策を常に見直し、全従業員が心を一つにして業務を遂行し、輸送の安全向上に努めます。また輸送の安全に関する情報を積極的に公表いたします。

■輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

平成29年5月1日現在の安全統括管理者は 業務部長 福島 信治です。  
なお、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は別紙のとおりです。

1. 安全管理体制組織図 別紙
2. 緊急連絡系統図 別紙

■2017年度の輸送の安全に関する目標

- |       |    |                 |
|-------|----|-----------------|
| ①重大事故 | 0件 |                 |
| ②有責事故 | 0件 | (最低前年比 50%減を目標) |
| ③車内事故 | 0件 |                 |
| ④飲酒運転 | 0件 |                 |

■2016年度の輸送の安全に関する目標に対する達成状況

- |       |      |    |                |
|-------|------|----|----------------|
| ①重大事故 | 目標0件 | 実績 | 0件(○)          |
| ②有責事故 | 目標0件 | 実績 | 11件(×) 前年比 4件増 |
| ③車内事故 | 目標0件 | 実績 | 0件(○)          |
| ④飲酒運転 | 目標0件 | 実績 | 0件(○)          |

■2016年度の自動車事故報告規則第2条に規定する事故

平成28年4月1日 ~平成29年3月31日の間  
2件

## ■ 2017年度の安全重点施策

1. 危険を寄せ付けない確実な指差呼称の実施 “目と指と声と心で”
2. 安心安全のための優しい運転の実施
3. 乗務員教育の充実ときめ細かいサポート体制の構築
4. 運行管理者による弛まぬ工夫と強い指導
5. 職場の健康管理・労務管理の徹底
6. 安全確保のための安全装備の充実
7. 危機管理体制の構築

## ■ 2017年度の輸送の安全に関する計画

### 1. 教育計画

①運転士に対し年間教育計画に基づき教育を実施します。新入社員については、専属の指導員が付き添い、乗務時間、乗務キロ及び当人の熟練度を勘案した教育を行います。また、富士急行(株)本社において合同の入社1年未満の運転士教育に参加しております。上記以外の教育は下記のとおりです。

- ・安全運転中央研修所への派遣（年1回）
- ・運行管理者基礎講習の受講（年2回）
- ・交通事故救命救急法教育（年1回）

②ドライブレコーダー・デジタルタコグラフを活用した教育を実施します。

③吉原中央駅、富士駅、富士宮駅などバスターミナルでの街頭指導及び添乗指導を実施します。

④責任事故は事例毎に事故分析を行い、発生原因を究明して再発防止策を講じます。

また、富士急本社において事故惹起者を対象とした教育に参加します。

⑤社長及び役員は定期的に運転士などと直接対話を行う懇談会を実施します。

⑥社長、役員及び幹部職員による早朝点呼を毎月実施します。

⑦本社職員及び運行管理部門などに運輸安全マネジメントに関する教育を実施します。

⑧自動車事故対策機構（NASVA）による運輸安全マネジメント評価を活用し、第三者の目から見た評価を受けます。

### 2. 内部監査

#### ①計画

本社管理部門、本社営業所・・・年1回実施します。

#### ②監査人

富士急行株式会社監査役及び交通事業部安全CS担当

### ③監査目的

- ・ 関係法令や安全管理規程等への適合性
- ・ 重点施策等の実施状況及び有効性
- ・ 前年度指導事項に対する改善状況

### 3. 安全に対する運動

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| ① 4月1日～6月末     | 安全運転コンクール        |
| ② 4月上旬         | 春の全国交通安全運動       |
| ③ 4月下旬～5月上旬    | ゴールデンウィークの事故防止運動 |
| ④ 7月下旬～8月下旬    | 夏季輸送、安全・サービス向上運動 |
| ⑤ 9月下旬         | 秋の全国交通安全運動       |
| ⑥ 10月1日～12月31日 | 交通事故防止コンクール      |
| ⑦ 12月上旬～1月下旬   | 年末年始輸送安全総点検      |

### 4. 会議など

- (1) 毎月1回、安全統括管理者主催の「安全会議」を開催します。会議メンバーは安全統括管理者（経営管理部門である業務部長が兼務）、現業部門として営業所長、所長代理、運転助役で構成され、当月に発生した事故分析、運輸安全マネジメントの進捗状況の確認をします。
- (2) 定期的に富士急行本社において富士急グループ全体の「安全会議」が開催され、経営幹部による安全対策に関する情報交換や、各種安全対策について協議を行います。
- (3) 毎月1回、富士急行本社において合同の「統括運行管理者会議」が開催され、事故発生状況や原因の分析重要なヒヤリハット情報等を共有し、事故の未然防止を図っています。
- (4) 乗務員の班編成を行い、必要に応じ班別に会議を開き、事故原因の分析や、どうすれば回避できたか等について議論しKYT（危険予知トレーニング）の一環として活用を図っています。
- (5) 飲酒運転防止のため、画像撮影記録が残り免許証リーダーと連動するアルコールチェッカーを備え付け、乗務前後のチェックを実施します。また、貸切乗務等宿泊先では、携帯電話と連動したモバイルアルコールチェックシステムを導入・実施しております。
- (6) 産業医出席の安全衛生委員会を毎月開催し、運転士の健康管理や職場の安全管理体制等について協議し、日常指導活用を図っています。

■輸送の安全に関する予算等実績額

1. 2016年度の「輸送の安全に関する投資」の実績は下記のとおりです。

(1) 路線バス車両

66,000千円(3両導入)

(2) 高速バス車両

45,000千円(1両導入)

(3) 貸切バス車両

87,000千円(2両導入)

2. 2017年度の「輸送の安全に関する投資」の予算は下記のとおりです。

(1) 路線バス車両

66,000千円(3両導入)

(2) 日本バス協会 貸切バス事業者安全性評価認定制度 更新(三ツ星)

138,600円



富士急静岡バス株式会社

安全統括管理者 福島 信治

以上